ドック通信

Vol.21　2022年5月発行
（発行人）HANET　株式会社財産ドック

財産ドックでは、セミナーや個別相談を開催するだけでなく、大切なお客様に物心豊かな生活を送っていただけるよう、お役立ち情報をお届けしたいという想いから、この度、“ドック通信”を発行することとなりました。相続や遺言・不動産についての情報はもちろん、幅広い情報をお届けできたらと考えています。

今回は、ふるさと納税について簡単に解説します。すでに活用されている方はおさらいとしてご覧いただき、活用したことがない方はぜひ今年の活用をご検討ください。

ふるさと納税とは？

自分の好きな自治体・応援したい自治体に寄付ができ、さらに返礼品を受け取れる制度です。本来は住んでいる自治体に納めるはずの税金を、任意の自治体に寄付することで、住民税や所得税が控除されるという仕組みです。

メリット

1. 所得税と住民税が控除される

寄付額のうち2000円を超える部分について所得税と住民税が原則全額控除されます。（一定の上限あり）

2. 寄付金の使い道が選べる

教育や子育て、まちづくり、産業振興や災害支援など、さまざまな寄付の方法が用意されています。

3. 返礼品がもらえる

各自治体は、寄付金額の3割以内に相当する返礼品を用意しています。その地域の特産品のお米、お肉や魚、季節の果物・野菜などの食べ物から、家電製品、食器、調理器具など、さまざまな選択肢があります。「ふるさと納税サイト」を通じて簡単に手続きができます。

自分で選んだ自治体を応援(寄付)することで、所得税や住民税が控除され、さらに自分が欲しいものを選んで手に入れられるこの制度、使わないと損ですよね。裏面にてどれくらいメリットがあるか具体的な数字で簡単に解説いたします。

【例】扶養家族が配偶者のみの年収700万円の給与所得者の場合

30,000円のふるさと納税を行うと、

2,000円を超える28,000円が所得税と住民税から控除されます。

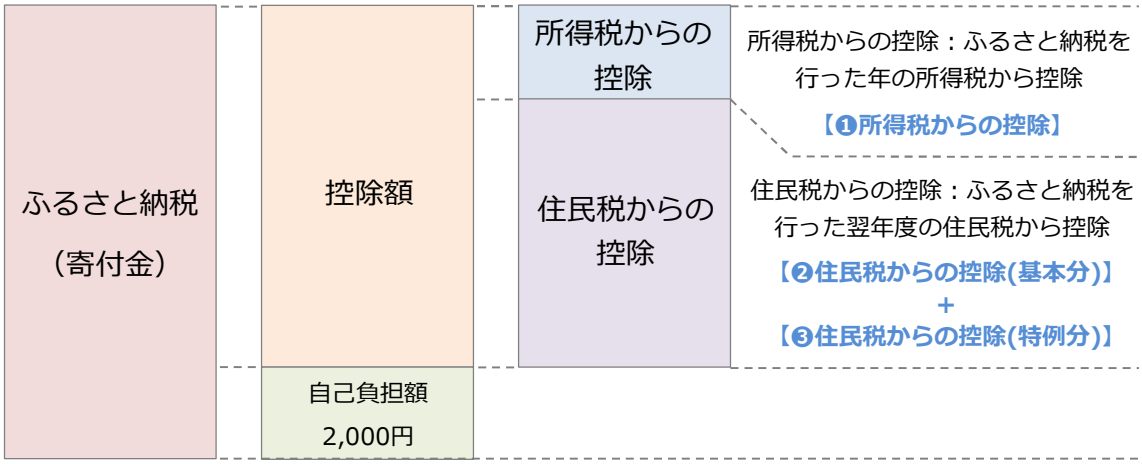

【ふるさと納税を利用する際の注意点】

◆ 家族構成やふるさと納税を行う本人の給与収入によって、全額控除されるふるさと納税額が異なります。総務省HPや各ふるさと納税サイトで、年収・家族構成等を入力すると上限額を知ることができますので、それをチェックしてから利用するのが良いでしょう。

◆ あくまで翌年の税金が控除される制度で、現金が戻ってくるわけではありません。

◆ 金銭的なメリットを受けられるのは翌年の課税のタイミングです。ふるさと納税を行う際は、寄付金の支払いが必要になるため、寄付した分は手元から現金がなくなります。そのため、家計のキャッシュフローに余裕があることを必ず確認して利用しましょう。

◆ 6つ以上の自治体に寄付した場合や、医療費控除・住宅ローン控除のために確定申告する場合は、ワンストップ特例制度が利用できません。ワンストップ制度の手続きが正しくできているか不安な方は、翌年の住民税決定通知書で税額控除が間違っていないか確認しましょう。

ふるさと納税を行い、控除が適用された人の数は2020年は552万人でした。それに対し、個人住民税(所得割)の納税義務者数は約5,100万人であるため、ふるさと納税の利用率は約10.8%というデータもあります。知らないことで得する機会を逃している方がたくさんいらっしゃると思います。ふるさと納税未活用の方は、ぜひこの機会にご検討ください。

〈参照：ふるさと納税ガイド　https://furu-sato.com/magazine/9440/ 〉

HANET 株式会社財産ドック

豊橋事務所／〒440-0815 豊橋市中世古町123
TEL 0120-53-8035　FAX 0532-54-4320
名古屋事務所／〒456-0032 名古屋市熱田区三本松町8-13
TEL 0120-53-8035　FAX 052-882-0479